

防府市特定家畜伝染病対策本部設置要綱

平成31年4月19日制定

(目的及び設置)

第1条 家畜伝染病予防法で定める高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱（C S F）、アフリカ豚熱（A S F）等（以下、「特定家畜伝染病」という。）の発生防止、早期清浄化、まん延防止等に万全を期するため、防府市特定家畜伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定家畜伝染病の市内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 特定家畜伝染病の市内発生時における対策に関すること。
- (3) その他特定家畜伝染病対策に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、会務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(対策連絡会議の設置)

第6条 本部長は、必要に応じて対策連絡会議を設置することができる。

2 対策連絡会議は、議長に産業振興部次長（農林水産振興課を所掌事務とする者）を、構成員に別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、産業振興部農林水産振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 総務部長 総合政策部長 地域交流部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長 上下水道事業管理者 産業振興部次長

別表第2（第6条関係）

人事課長 行政管理課長 防災危機管理課長 広報広聴課長 地域振興課長 生活安全課長 クリーンセンター所次長 高齢福祉課長 障害福祉課長 子育て支援課長 健康増進課長 農林水産振興課長 農林漁港整備課長 学校教育課長